

參考資料

市町村合併に関する調査結果について①

調査概要

平成の合併(H11.4～H22.3)期から現在までに合併したすべての市町村(590団体)を対象に、市町村合併に係る課題等について調査を実施。
(平成24年12月31日現在)

◇市町村合併による効果

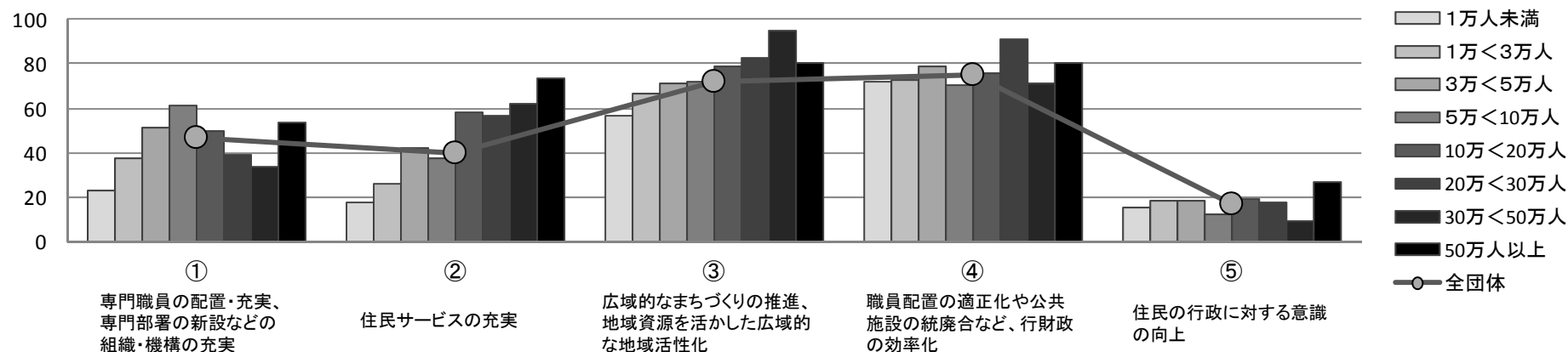
- 市町村合併による効果としては、「④行財政の効率化(職員配置の適正化、公共施設の統廃合など)」(74.7%)、「③広域的なまちづくり推進、地域活性化」(71.7%)が多く選択されている。
- 人口規模別に見ると、「④行財政の効率化」は、人口規模に関わらず選択した市町村の割合が高い一方で、「②住民サービスの充実」や「③広域的なまちづくり推進、地域活性化」は、人口規模が大きいほど選択した市町村の割合が高くなる傾向がある。

○市町村合併による効果について(複数回答可)

質問	選択肢	回答率
市町村合併により生じた効果として、どのような点を評価していますか。	①専門職員の配置・充実、専門部署の新設などの組織・機構の充実	46.8%
	②住民サービスの充実	39.7%
	③広域的なまちづくりの推進、地域資源を活かした広域的な地域活性化	71.7%
	④職員配置の適正化や公共施設の統廃合など、行財政の効率化	74.7%
	⑤住民の行政に対する意識の向上	16.8%
	⑥その他	6.1%

○人口規模別

回答率(単位: %)



市町村合併に関する調査結果について②

◇合併後の行財政運営上の課題

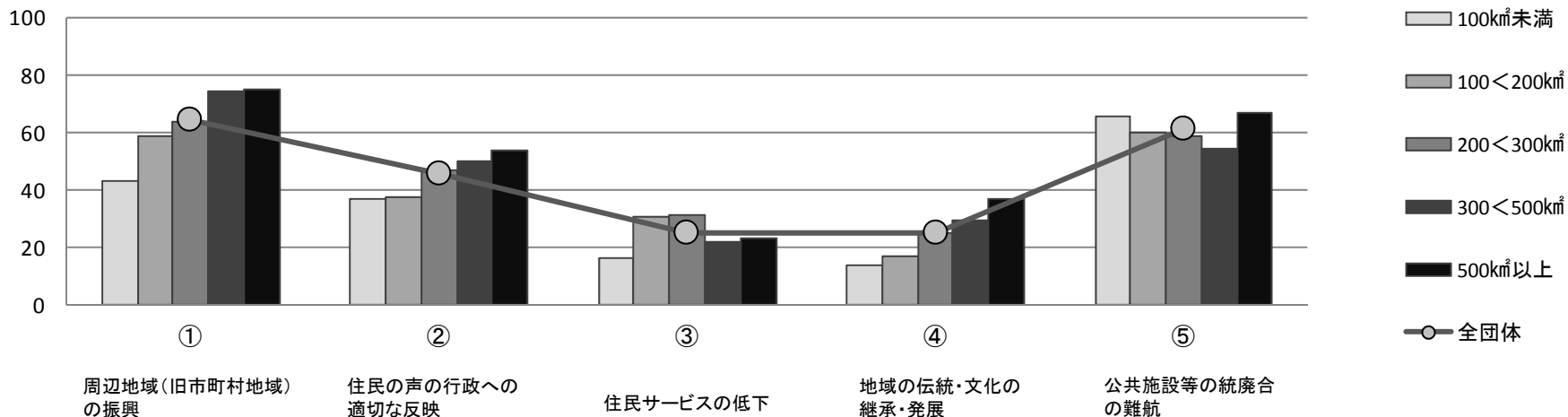
- 合併後の行財政運営上の課題としては、「①周辺地域(旧市町村地域)の振興」(64.6%)、「⑤公共施設等の統廃合の難航」(61.0%)、「②住民の声の行政への適切な反映」(45.6%)の順に多く選択されている。
- 面積規模別に見ると、「①周辺地域(旧市町村地域)の振興」や「②住民の声の反映」、「④地域の伝統・文化の継承・発展」については、面積が大きいほど、選択した市町村の割合が高くなる傾向がある。

○ 合併後の行財政運営上の課題について（複数回答可）

質問	選択肢	回答率
合併後の行財政運営上の課題として、どのような点がありますか。	①周辺地域(旧市町村地域)の振興	64.6 %
	②住民の声の行政への適切な反映	45.6 %
	③住民サービスの低下	25.3 %
	④地域の伝統・文化の継承・発展	25.3 %
	⑤公共施設等の統廃合の難航	61.0 %
	⑥その他	9.8 %

○ 面積規模別

回答率（単位：％）



市町村合併に関する調査結果について③

◇行政区域の広域化に伴う課題への対応で重視していること

○ 合併により行政区域が広域化したことに伴う課題への対応で重視していることとしては、「⑤地域単位でコミュニティ活動等を行う団体への支援」(71.5%)、「②コミュニティバスの運行・運行エリアの拡大」(54.1%)、「④地域のイベント、祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援」(45.1%)、「①支所機能の充実によるサービスの維持・向上」(43.6%)の順に多く選択されている。

(複数回答可)

質問	選択肢	回答率
合併により行政区域が広域化したことに伴う課題への対応について、特に重視して取り組んでいることは何ですか。	①支所機能の充実によるサービスの維持・向上	43.6 %
	②コミュニティバスの運行・運行エリアの拡大	54.1 %
	③消防・保健衛生機能の維持	38.3 %
	④地域のイベント、祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援等	45.1 %
	⑤地域単位でコミュニティ活動等を行う団体(自治会、町内会、商工会等)への支援	71.5 %
	⑥地域審議会、地域自治区又は合併特例区等の活用	30.2 %
	⑦その他	8.1 %

市町村合併に関する調査結果について④

◇支所方式の採用状況・支所機能で重視していること

- 約35%の市町村において総合支所方式が、30%の市町村において分庁方式が採用されている。面積の小さい市町村ほど、分庁が置かれ、面積が広くなるにつれて、総合支所が置かれる市町村の割合が高くなる傾向がある。
- 重視している支所機能について、「④身近な場所での窓口、相談機能」については、面積に関わらず選択した市町村の割合が高く、「①コミュニティ機能の維持」、「②きめ細やかな行政サービスの維持」、「③災害対応の拠点」については、特に面積が広いほど、選択した市町村の割合が高くなる傾向がある。

○ 支所方式の採用状況について（1つだけ回答）

質問	選択肢	市町村数	回答率
支所等について、現在、どのような方式を採用していますか。	①分庁方式(※)	177	30.0 %
	②総合支所方式(※)	205	34.7 %
	③分庁・総合支所方式の複合(※)	46	7.8 %
	④窓口サービス中心の支所方式	120	20.3 %
	⑤出張所方式	19	3.2 %
	⑥その他	18	3.1 %
	⑦支所等は置いていない(本庁舎のみ)	5	0.8 %

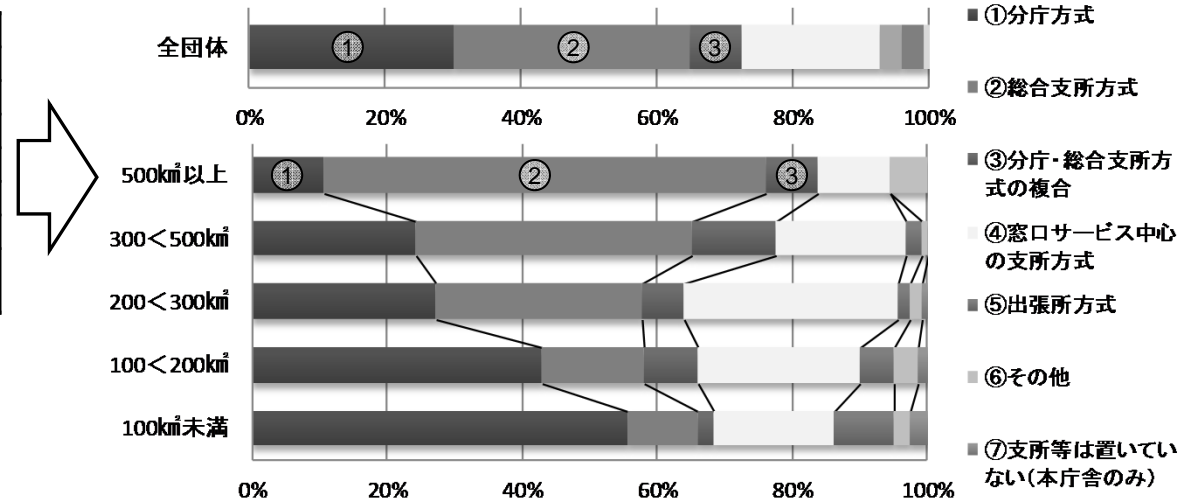
(※)出張所方式も併せて採用している場合を含む。

- ①分庁方式：新市町村の役場機能を、部課単位で分割して旧役場に配置する方式。
- ②総合支所方式：管理部門を本庁に統合し、事業実施部局などの部局は各支所に残す方式。
- ③分庁・総合支所方式の複合：分庁及び総合支所を配置する方式。
- ④窓口サービス中心の支所方式：旧市町村役場には主として窓口サービスのみを残す方式。
実質的には出張所に近いが、名称として「支所」等の名称を用いる。
- ⑤出張所方式：旧市町村役場を主として窓口サービスのみを行う出張所とする方式。

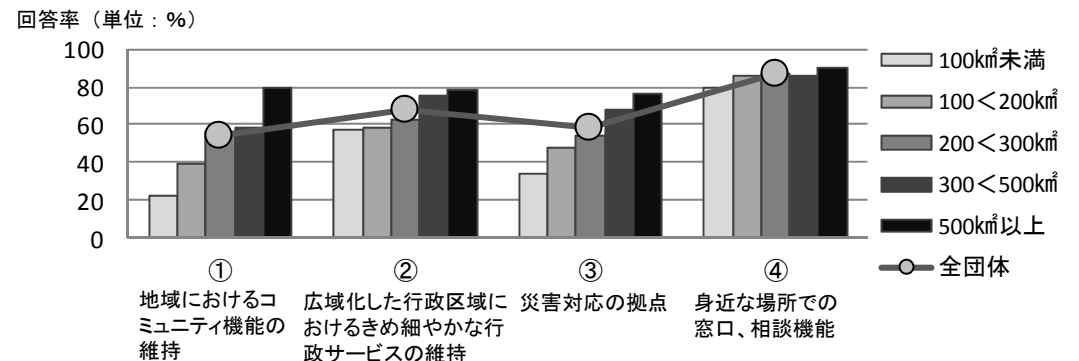
○ 支所機能で重視していることについて（複数回答可）

質問	選択肢	回答率
支所機能の位置付けとして、特に重視していることは何ですか。	①地域におけるコミュニティ機能の維持	54.4 %
	②広域化した行政区域におけるきめ細やかな行政サービスの維持	68.2 %
	③災害対応の拠点	58.6 %
	④身近な場所での窓口、相談機能	87.2 %
	⑤その他	2.4 %

○ 面積規模別



○ 面積規模別



合併特例債について【充当率95%、交付税算入率70%】

○旧合併特例法(H17.3.31失効)に基づき平成18年3月31日までに合併した市町村について、合併が行われた年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設計画に盛り込まれた事業に充当。

⇒東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成23年法律第102号)により、平成23年度において合併特例債を起すことができる合併市町村であって、特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村(以下「被災地」という。)については合併後25年度まで、それ以外の市町村については合併後20年度まで、市町村建設計画事業に充当可能となった。(※)

※これまで2度にわたり発行可能期間の延長が行われていたが、この度、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第19号)により、一律5年の延長が行われ、被災地は合計15年、被災地以外は合計10年の延長となった。

市町村建設計画の事業内容

合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るための公共的施設

- ・ **旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備**
(例:旧市町村相互間の道路、橋りよう、トンネル等の整備)
- ・ **合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備**
(例:住民が集う運動公園等の整備)

合併後の市町村の公共的施設の統合整備

- ・ **類似の目的を有する公共的施設を統合する事業**
(例:新市の処理能力に対応したごみ処理施設の整備)

合併後の市町村の均衡ある発展に資するための公共的施設

- ・ **合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備**
(例:福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)
- ・ **同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備**
(例:合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図るために行う公共的施設の整備)

合併後の市町村の振興のための基金造成

- ・ **新市町村の一体感の醸成に資するもの**
(例:イベント開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等)
- ・ **旧市町村単位の地域の振興**
(例:地域行事の実施、伝統文化の伝承等に関する保存事業の実施、民間団体への助成、コミュニティ活動への助成等)

旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。「旧合併特例法」) 抄

(地方債の特例等)

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積み立て

2・3(略)

合併市町村補助金

1. 予算

28年度をもって予算措置終了

2. 実績等

(単位:億円)

	概算 要求額	予算額		
		(当初)	(補正)	計
平成12年度	1.2	1.2	-	1.2
平成13年度	33.8	19.7	-	19.7
平成14年度	29.7	25.0	25.0	50.0
平成15年度	87.2	30.1	77.8	107.9
平成16年度	85.9	30.2	232.3	262.5
平成17年度	77.1	30.2	462.6	492.8
平成18年度	77.5	40.2	984.3	1,024.5
平成19年度	77.8	58.4	42.0	100.5
平成20年度	80.0	58.4	40.0	98.5
平成21年度	84.2	55.5	32.5	88.0
平成22年度	55.5	54.0	9.8	63.8
平成23年度	43.2	42.4	19.9	62.2
平成24年度	58.3	40.6	-	40.6
平成25年度	32.8	30.8	4.0	34.8
平成26年度	22.1	22.1	-	22.1
平成27年度	26.6	23.6	-	23.6
平成28年度	7.9	7.9	-	7.9

・合併準備補助金等含む。

(参考) 合併市町村補助金の概要

- ・対象市町村＝旧合併特例法に基づき、H17.3.31までに合併申請が行われた市町村で、H18.3.31までに当該合併申請に係る市町村合併が行われた市町村(対象団体:556団体)
- ・対象事業＝市町村建設計画に基づき実施する事業
(小中学校の耐震改修、防災行政無線の整備 など)
- ・金額＝合併関係市町村の人口に応じ、1関係市町村あたり
6千万円～3億円の合算額を上限
- ・交付期間＝市町村の建設計画の期間(概ね10年間)

関係市町村人口	上限額(計)
～ 5,000人	6千万円
5,001 ～ 10,000人	9千万円
10,001 ～ 50,000人	1億5千万円
50,001 ～ 100,000人	2億1千万円
100,001人～	3億円

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。「旧合併特例法」) 抄

(国、都道府県等の協力等)

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

3～8 (略)

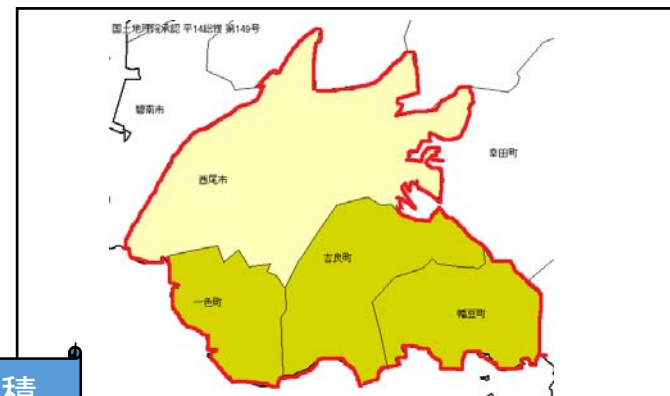
※ 旧合併特例法は、平成17年3月31日限り失効(附則第2条第1項)。

ただし、平成17年3月31日までに申請が行われ、平成18年3月31日までに行われた合併については、旧合併特例法は、なおその効力を有する(附則第2条第2項)。

愛知県西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の合併

合併の概要

- 新市町村名 西尾市
- 合併の方式 編入合併
(一色町、吉良町及び幡豆町を廃し、西尾市に編入)
- 合併年月日 平成23年4月1日
- 合併の経緯
平成21年12月「西尾市・幡豆郡三町合併協議会
(法定協議会)」設置
平成22年 9月 合併関係市町の議会で合併議案を可決
平成22年12月 廃置分合に係る愛知県議会の議決
愛知県知事による廃置分合の決定



新市の人口・面積

市町村名	人口(人) (H22国調)	面積(km ²) (H22国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
西尾市	106,823	75.78	1,409.65
一色町	23,825	22.53	1,057.48
吉良町	22,298	35.98	619.73
幡豆町	12,352	26.05	474.17
西尾市	165,298	160.34	1,030.92

本庁・支所

旧西尾市区域に本庁、旧3町役場に支所(一色支所、吉良支所、幡豆支所)

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
西尾市 24人
一色町 14人
吉良町 12人
幡豆町 10人
(計 60人)

- 合併時
・在任特例・定数特例は活用せず、地方自治法本則に基づき新西尾市議会の議員定数を34人。編入する旧3町の議会議員は合併と同時に失職。
・合併後、旧3町の区域を選挙区として増員選挙を実施(増員数:10人(旧一色町4人、旧吉良町4人、旧幡豆町2人))。

- 合併後
・合併後、最初に行われる一般選挙から、左記選挙区を廃止し、一つの選挙区で選挙を実施(定数30人)。

地方税の取扱い

- ・差異のある固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市町民税、市町たばこ税、特別土地保有税は西尾市の例、入湯税は吉良町の例による。
- ・旧3町の市街化区域の農地は、合併特例法により合併の翌年度から5年間は合併前の課税を継続。平成29年度の課税から特定市街化区域農地課税を適用。

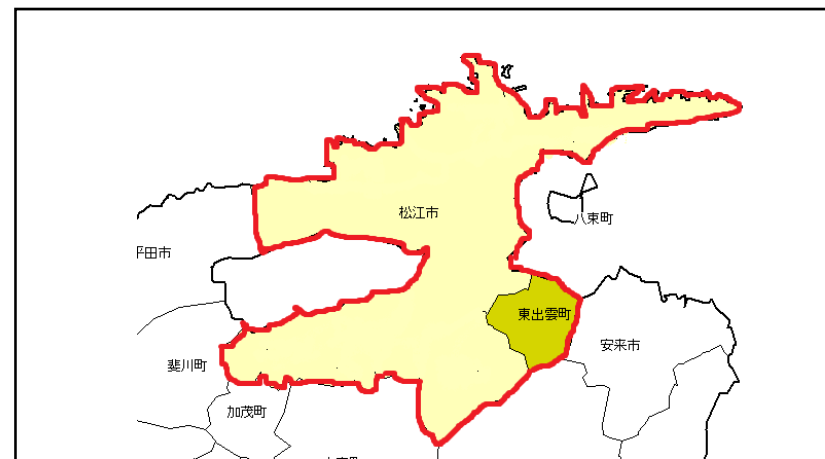
地域自治組織

地域審議会、地域自治区、合併特例区のいずれも設置しない。

島根県松江市、東出雲町の合併

合併の概要

- 新市町村名 松江市
- 合併の方式 編入合併（東出雲町を廃し、松江市に編入）
- 合併年月日 平成23年8月1日
- 合併の経緯
 - 平成22年 3月 東出雲町の住民団体が法定協議会設置の直接請求
 - 平成22年 4月 法定協議会設置議案について松江市議会が可決
 - 平成22年 5月 法定協議会設置議案について東出雲町議会が否決
 - 平成22年 5月 東出雲町長が請求した法定協議会設置の住民投票で賛成多数により法定協議会設置決定
 - 平成22年 6月 「松江市・東出雲町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年 8月 両市町の議会が廃置分合関連議案を可決
 - 平成22年12月 島根県議会が両市町の廃置分合に係る議案を可決
 - 島根県知事が両市町の廃置分合を決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） (H22国調)	面積（km ² ） (H22国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
松江市	194,258	530.35	366.28
東出雲町	14,355	42.64	336.66
松江市	208,613	572.99	364.08

本庁・支所

旧松江市区域に本庁、旧東出雲町役場に支所（東出雲支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 松江市 34人
 - 東出雲町 16人
 - （計 50人）

- 合併時
 - ・定数特例を活用し、松江市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を2人増加し36人とし、合併後、東出雲町を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.8増員選挙実施）。

- 合併後
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数34人）。

地方税の取扱い

- ・法人市町民税、軽自動車税は、合併年度及びこれに続く5年度に限り現行の税率を採用し不均一課税とし、平成29年度から均一課税。
- ・旧東出雲町区域の都市計画税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り課税しないこととし、平成29年度から課税。

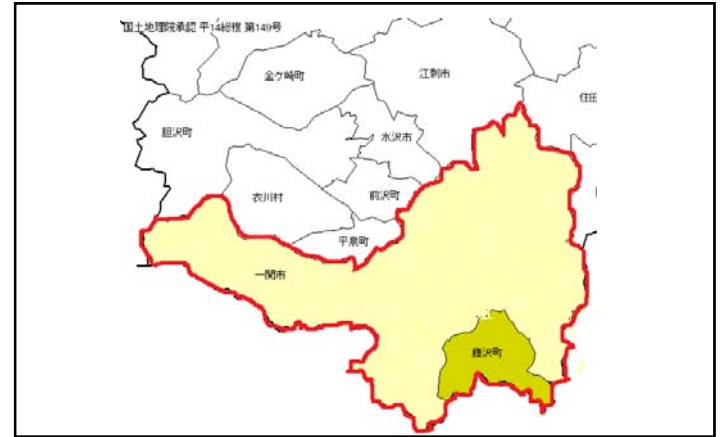
地域自治組織

旧東出雲町区域に地域審議会の機能を包含した地域協議会を10年間設置（平成32年度まで）。

岩手県一関市、藤沢町の合併

合併の概要

- 新市町村名 一関市
- 合併の方式 編入合併（藤沢町を廃し、一関市に編入）
- 合併年月日 平成23年9月26日
- 合併の経緯
 - 平成21年 6月 一関市・藤沢町合併研究会（任意協議会）を設置（平成22年1月までに6回の研究会を開催）
 - 平成22年 2月 両市町において住民懇談会を開催（一関市7回、藤沢町9回）
 - 平成22年 3月 両市町議会において、法定協議会設置議案可決
 - 平成22年 4月 「一関市・藤沢町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年12月 両市町議会において廃置分合関連議案を可決
 - 平成23年 3月 岩手県議会が両市町の廃置分合に係る議案を可決
岩手県知事が両市町の廃置分合を決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） （H22国調）	面積（km ² ） （H22国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）
一関市	118,578	1,133.10	104.65
藤沢町	9,064	123.15	73.60
一関市	127,642	1,256.25	101.61

本庁・支所

旧一関市に本庁、旧藤沢町（自治センター）に支所（藤沢支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 一関市 34人
 - 藤沢町 10人
 - （計 44人）

- 合併時
 - ・定数特例を活用し、一関市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を3人増加し37人とし、合併後、藤沢町を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.11増員選挙実施）。

- 合併後
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数30人）。

地方税の取扱い

・法人市民税の法人税割の税率は、地方税法の制限税率を適用し、14.7%とする。ただし、旧藤沢町域については、激変緩和措置として合併が行われた日の属する年度から3年度間に限り、不均一課税とする。

地域自治組織

旧藤沢町区域に地域自治区（合併特例法）を設置（平成24年度まで）。

栃木県栃木市、西方町の合併

合併の概要

- 新市町村名 栃木市
- 合併の方式 編入合併（西方町を廃し、栃木市に編入）
- 合併予定日 平成23年10月1日
- 合併の経緯
 - 平成22年7月 「栃木市・西方町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年11月 両市町議会で合併議案を可決
 - 平成22年12月 廃置分合に係る栃木県議会の議決
栃木県知事による廃置分合の決定



本庁・支所

旧栃木市に本庁、旧西方町役場に支所（西方総合支所）

新市の人口・面積

市町村名	人口（人） (H22国調)	面積（km ² ） (H22国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
栃木市	139,262	252.83	550.81
西方町	6,521	32.00	203.78
栃木市	145,783	284.83	511.82

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 栃木市 31人
 - 西方町 10人
 - （計 41人）

- 合併時
 - ・在任特例・定数特例は活用せず、地方自治法本則に基づき新栃木市議会の議員定数を34人とする。
 - ・合併後、旧西方町の区域を選挙区（定数3人）として増員選挙を実施。

- 合併後
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数30人）。

地方税の取扱い

両市町で差異のある軽自動車税、入湯税については、栃木市の例により合併時に統合。

地域自治組織

- ・旧西方町区域に地域自治区（合併特例法）を設置（平成26年度まで）。
- ・平成27年度から「栃木市地域づくり推進条例」に基づき、市の附属機関として地域会議（審議会）を設置。

栃木県栃木市、岩舟町の合併

合併の概要

- 新市町村名 栃木市
- 合併の方式 編入合併（岩舟町を廃し、栃木市に編入）
- 合併予定日 平成26年4月5日
- 合併の経緯
 - 平成22年 6月 岩舟町で栃木市との合併協議会設置について直接請求
 - 平成22年 9月 合併協議会設置議案：栃木市議会可決、岩舟町議会否決
 - 平成22年12月 岩舟町で栃木市との合併協議会設置協議についての住民投票実施を求める直接請求
 - 平成23年 1月 岩舟町で栃木市との合併協議会設置の是非を問う住民投票実施、賛成多数により法定協議会設置決定
 - 平成23年 4月 「栃木市・岩舟町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成25年 2月 両市町議会で廃置分合関連議案を可決
 - 平成25年 6月 廃置分合に係る栃木県議会の議決
栃木県知事による廃置分合の決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） (H22国調)	面積（km ² ） (H22国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
栃木市	145,783	284.83	511.82
岩舟町	18,241	46.74	390.27
栃木市	164,024	331.57	494.69

※栃木市の人口・面積については、H22国調・H22国土地理院に、H23.10.1合併の西方町人口を足した数値とする。

本庁・支所

旧栃木市に本庁、旧岩舟町役場に支所（岩舟総合支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 栃木市 34人
 - 岩舟町 14人
 - （計 48人）

- 合併時
 - ・岩舟町議会議員は合併の日の前日をもって失職。栃木市議会議員は平成26年4月24日任期満了。
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙（H26.4.20執行）に限り、合併前の栃木市を区域とする選挙区（定数30人）及び岩舟町を区域とする選挙区（定数4人）を設ける。

- 合併後
 - ・平成30年4月22日執行の選挙では、一つの選挙区で選挙を実施（定数30人）。

地方税の取扱い

- ・両市町で差異のある軽自動車税、鉱産税、入湯税については、栃木市の例により合併時に統合。
- ・旧岩舟町区域の都市計画税については、激変緩和措置として平成29年度までは不均一課税とするが、平成30年度から均一課税。

地域自治組織

- ・旧岩舟町区域に地域自治区（合併特例法）を設置（平成26年度まで）。
- ・平成27年度から「栃木市地域づくり推進条例」に基づき、市の附属機関として地域会議（審議会）を設置。

島根県出雲市、斐川町の合併

合併の概要

- 新市町村名 出雲市
- 合併の方式 編入合併（斐川町を廃し、出雲市に編入）
- 合併予定日 平成23年10月1日
- 合併の経緯
 - 平成22年 2月 斐川町内の住民団体が法定協議会の設置を直接請求
 - 平成22年 3月 法定協議会設置議案：出雲市議会可決、斐川町議会否決
 - 平成22年 4月 斐川町長が請求した住民投票で賛成多数により法定協議会設置決定
 - 平成22年 5月 「出雲市・斐川町合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成22年10月 斐川町合併の是非を問う住民投票実施（賛成9,743 反対5,991）
斐川町議会が廃置分合関連議案を否決
 - 平成22年11月 斐川町で町議会解散請求に必要な代表者証明書を交付
両市町議会で廃置分合関係議案を可決
 - 平成22年12月 島根県議会が両市町の廃置分合に係る議案を可決
島根県知事が、両市町の廃置分合を決定



新市の人口・面積

市町村名	人口（人） (H22国調)	面積（km ² ） (H22国土地理院)	人口密度 (人/km ²)
出雲市	143,796	543.48	264.58
斐川町	27,689	80.64	343.37
出雲市	171,485	624.12	274.76

本庁・支所

旧出雲市に本庁、旧斐川町役場に支所（斐川支所）

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
- 出雲市 34人
- 斐川町 16人
- （計 50人）

○合併時

- ・定数特例を活用し、出雲市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を6人増加し40人とし、合併後、斐川町を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.10増員選挙実施）。

○合併後

- ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数32人）。

地方税の取扱い

- ・出雲市が独自に実施する新築住宅に対する固定資産税の課税免除については、出雲市の制度を適用。
- ・都市計画税については、新市においても現行のとおり適用する。新市全体における都市計画税のあり方については、今後の都市計画事業等の事業計画を考慮しながら検討する。

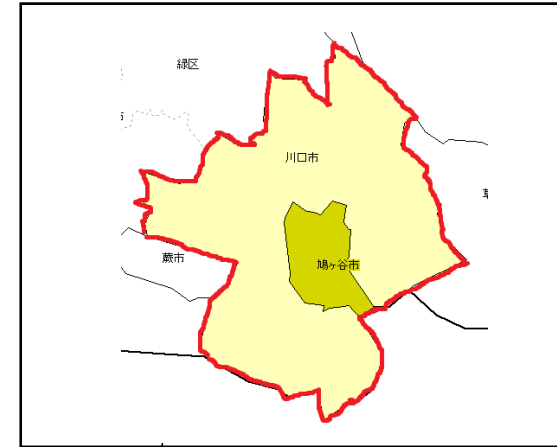
地域自治組織

旧斐川町区域に地域自治区（一般制度）を設置（平成28年度まで）。

埼玉県川口市、鳩ヶ谷市の合併

合併の概要

- 新市町村名 川口市
- 合併の方式 編入合併（鳩ヶ谷市を廃し、川口市に編入）
- 合併年月日 平成23年10月11日
- 合併の経緯
 - 平成22年9月 「川口市・鳩ヶ谷市合併協議会（法定協議会）」設置
 - 平成23年2月 鳩ヶ谷市議会において廃置分合関連議案を可決
 - 平成23年3月 川口市議会において廃置分合関連議案を可決
 - 平成23年7月 廃置分合に係る埼玉県議会の議決
埼玉県知事による廃置分合の決定



本庁・支所

旧川口市に本庁舎、旧鳩ヶ谷市役所に分庁舎（鳩ヶ谷庁舎）

新市の人口・面積

市町村名	人口（人） （H22国調）	面積（km ² ） （H22国土地理院）	人口密度 （人/km ² ）
川口市	500,598	55.75	8,979.34
鳩ヶ谷市	60,908	6.22	9,792.28
川口市	561,506	61.97	9,060.93

議会議員の取扱い

- 合併前の議員定数
 - 川口市 40人
 - 鳩ヶ谷市 15人
 - （計 55人）

- 合併時
 - ・定数特例を活用し、川口市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議員定数を5人増加し45人とし、合併後、鳩ヶ谷市を区域とする選挙区を設け、増員選挙を実施（H23.11増員選挙実施）。

- 合併後
 - ・合併後、最初に行われる一般選挙から、一つの選挙区で選挙を実施（定数42人）。

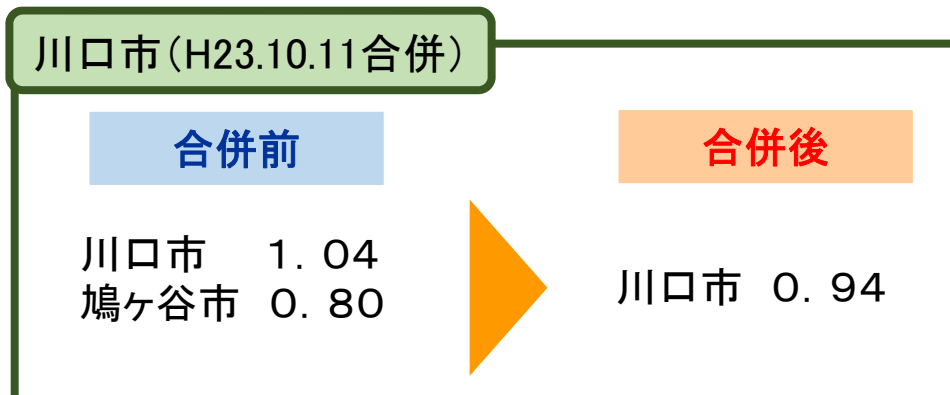
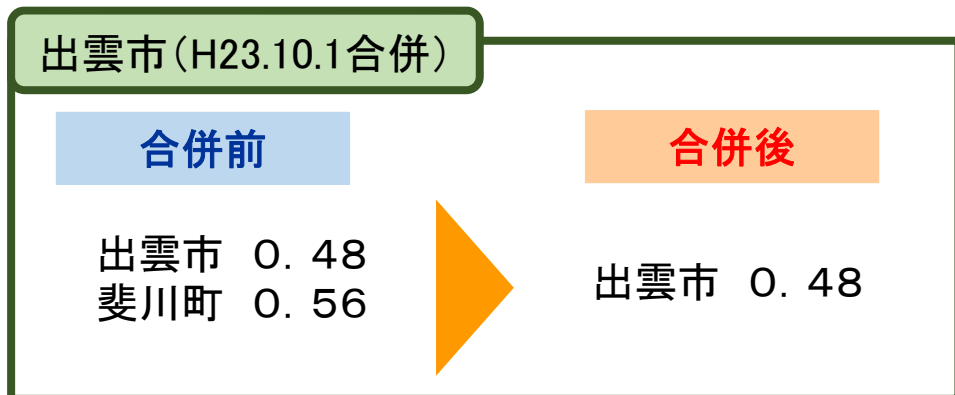
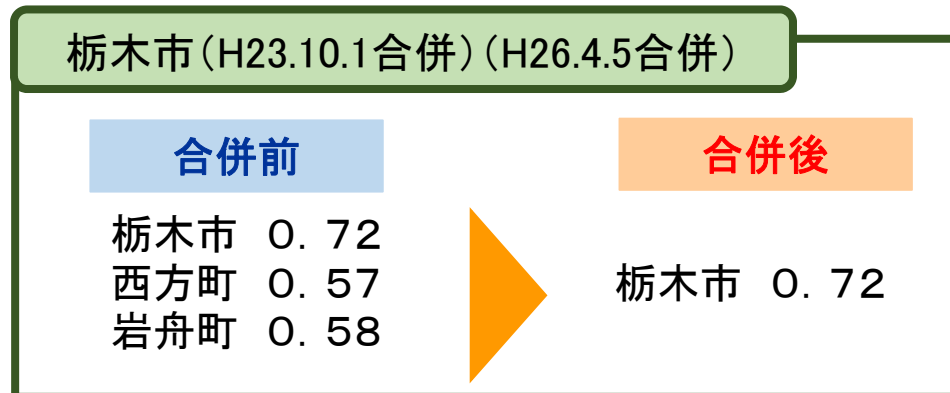
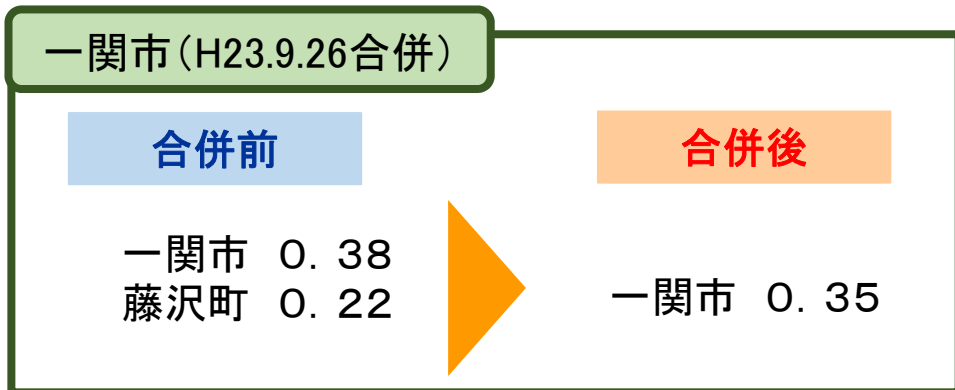
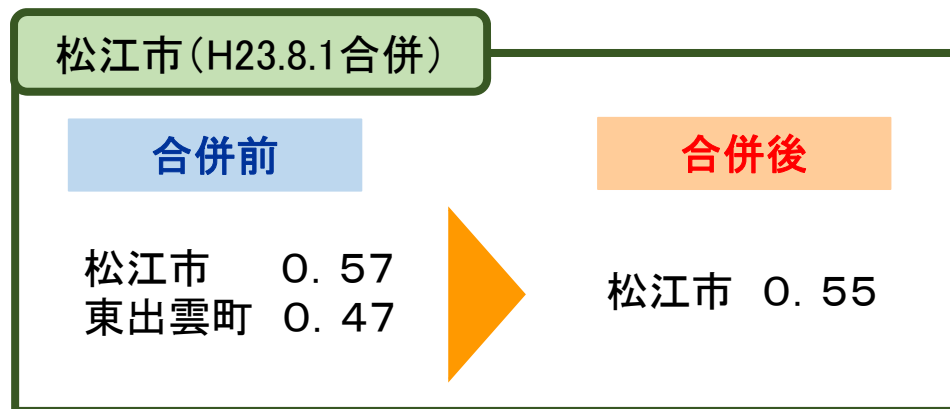
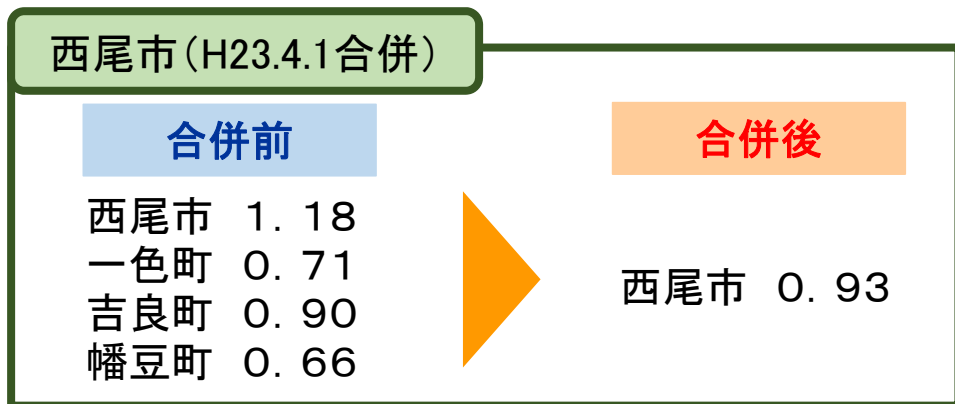
地方税の取扱い

・両市で差異のある事業所税及び入湯税については、川口市の制度を適用。ただし、旧鳩ヶ谷市域における事業所税については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く2年度は課税しない。

地域自治組織

地域審議会、地域自治区、合併特例区のいずれも設置しない。

合併前後の財政力指数比較（現行合併特例法下の合併団体）



※ 財政力指数は、H22年とH24年を比較(栃木市はH22年とH27年を比較)

出典:総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より作成